

東南アジア史学会会報 № 23

昭和 49 年 11 月

第 14 回秋季研究大会プログラム

第 1 日 昭和 49 年 11 月 16 日 (土)

13:00 - 18:00 海外研究者の発表

Fifteenth Century Indonesia
in the light of Ming Shih Lu 香港大学 講師 趙令揚

蒲甘国史事零拾 中文大学 教授 錢宗頤

香港発現之遼羅陶瓷及其有關問題 中文大学美術館館長 屈志仁

Chinese in the Sarawak Archaeology
中文大学 教授 鄭德坤

18:00 - 20:00 懇親会 (於 上智大学構内)

第 2 日 11 月 17 日 (日)

10:00 - 11:50 研究発表

13:00 - 14:00 総会

14:00 - 15:00 研究発表

15:20 - 17:00 調査報告・学会報告

第14回秋季研究大会発表要旨

「1860年代以降のジャワにおける水田売買の特質について」

森 弘之

1863年の「ジャワの土地占有についての統治報告」(Adatrechtbundel, XXIII)をみると、中部ジャワのルムバン理事州 residentie の或る郡 district で、耕地は売らずに不定の期間抵当に入れると記されている。

現在のインドネシア語の「売る」は jual であるが、右の報告などでオランダ人のいう「売る verkopen 」はそのまま jual (djoear) に対応するものでなかった。つまり、慣習的に djoear は単にこの語のみで「売る」意味に使われることなく、例えば、gadai (抵当)とともに djoear gadai と組み合わされて「抵当にする」と近い意味に用いられたし、また例えば teroess (ずっと続いて)とともに djoear teroess となって「売ったままにする」の意味に理解されたのである。

ジャワ人の間のこのような「売買」の理解は、いわば伝統といえるものだが、のち、1900年代以後になると、この特徴的な理解から、「一時的に売ったのだ（または抵当に入れただけだ）」「いやずっと買ったのだ」などという係争事件が惹起されることになるのが、裁判記録にみえる。

今回の発表では、前掲の djoear や gadai などの内容検討を手がかりにしながら、19世紀後半から20世紀初頭にかけてのジャワの土地占有（所有）の変化を考える一つの見方を呈して、ご批判を仰ぎたいと思う。

『公文備考』にみる「曾根俊虎被告事件」

佐藤茂教

明治10年代に日本で「安南史」(引田利章)、「大越史記全書」(覆刻・引田利章)、「安南史略」(岸田吟香)、「法越交兵記」(曾根俊虎)等のベトナム関係書が相次いで出版された。海軍武官曾根俊虎は「北支那紀行」「清国近世亂史」等六冊の書を著わし、かたわら振興会、興

第14回秋季研究大会発表要旨

「1860年代以降のジャワにおける水田売買の特質について」

森 弘之

1863年の「ジャワの土地占有についての統治報告」(Adatrechtbundel, XXIII)をみると、中部ジャワのルムバン理事州 residentie の或る郡 district で、耕地は売らずに不定の期間抵当に入れると記されている。

現在のインドネシア語の「売る」は jual であるが、右の報告などでオランダ人のいう「売る verkopen 」はそのまま jual (djoear) に対応するものでなかった。つまり、慣習的に djoear は単にこの語のみで「売る」意味に使われることなく、例えば、gadai (抵当)とともに djoear gadai と組み合わされて「抵当にする」と近い意味に用いられたし、また例えば teroess (ずっと続いて)とともに djoear teroess となって「売ったままにする」の意味に理解されたのである。

ジャワ人の間のこのような「売買」の理解は、いわば伝統といえるものだが、のち、1900年代以後になると、この特徴的な理解から、「一時的に売ったのだ（または抵当に入れただけだ）」「いやずっと買ったのだ」などという係争事件が惹起されることになるのが、裁判記録にみえる。

今回の発表では、前掲の djoear や gadai などの内容検討を手がかりにしながら、19世紀後半から20世紀初頭にかけてのジャワの土地占有（所有）の変化を考える一つの見方を呈して、ご批判を仰ぎたいと思う。

『公文備考』にみる「曾根俊虎被告事件」

佐藤茂教

明治10年代に日本で「安南史」(引田利章)、「大越史記全書」(覆刻・引田利章)、「安南史略」(岸田吟香)、「法越交兵記」(曾根俊虎)等のベトナム関係書が相次いで出版された。海軍武官曾根俊虎は「北支那紀行」「清国近世亂史」等六冊の書を著わし、かたわら振興会、興

亜会の幹事を勤めた。曾根の著した「法越交兵記」については、『清仏戦争当時の見聞を集めて著した「法越交兵記」において安南の衰亡を悲しみ、慷慨の気筆端に逆る所我が当局の安南に対する無関心の態度を攻撃して筆禍を買ひ、遂に下獄するに至つた』（東亜先覺志士記伝下巻 P. 316 昭和 8 年刊）や『法越交兵記一巻を著すところがあった。然も書中の論策に当局を非難する点があつて筆禍を買ひ』（対支回顧録下巻 P. 300 昭和 11 年）等、また多分にこれら二者によつたであらうその他の曾根俊虎紹介記事も、全て曾根と筆禍事件と結んで書かれている。厚生省援護局第二課保管の曾根の海軍奉職履歴によれば、明治 21 年 10 月 10 日の判決文は『明治 20 年 10 月樽井藤吉より我が裁判権の条約草案に関するボアソナード意見書及び同人と井上毅との対話筆記、条約改正議事録抜書き等を印刷に付するの協議を受け該原稿に評語の幾分を記入し、同 11 月中秘かに印刷に付し之を配布し及び廟堂官吏の職務を侮辱したり』とあり、「法越交兵記」との係りは触れていない。「法越交兵記」即筆禍事件とする記録は見当らないのである。

今般、防衛庁戦史室保管『公文備考・明治 21 年巻 6』の「曾根俊虎被告事件」史料により、『海軍奉職履歴』だけでは明らかにされなかつた(1)樽井藤吉との関係、(2)いかなる評語を記入したのか、(3)秘密出版物と配布、(4)官吏侮辱とは何を指しているのか、(5)海軍部内ではいかに処理せんとしたか等が 120 頁にわたって記されており、「法越交兵記」との係りがなかつたことが更に明白になつた。この事件を考える時、清仏戦争時曾根の行動は確かに当局の意図を越えるものがあつたし、福州事件の側面に曾根の動きがあつたことを合せ考えると、条約改正に係わる秘密出版による出版条令違反が、「法越交兵記」即筆禍と感違ひされる要素があつたこともまた見逃せない。『公文備考』史料に基づいて、「法越交兵記」そのものが直接筆禍ではなかつたことを明らかにし、かつ、曾根俊虎と「法越交兵記」について述べたく思う。

ヴェトナム中世大土地所有制の変質－私田免税の一試論

桜井 由躬雄

陳朝ヴェトナムにおいて、奴婢を主耕作者とする田庄 (Diền trang) が盛行したこととは、すでに各通史に述べられているが、黎朝において著名な公田 (Công et iền) と共に、庄寨 (Trang trại) が並存していたことはあまり知られていない。ここでは永盛 7 年の撤去庄寨令の分析を通じて、私田免税の由縁を探りたい。

陳朝の土地制度は安南志原にいいう官田民田と田庄の三種に分けられる。田庄は紅河中流域瀕海地

亜会の幹事を勤めた。曾根の著した「法越交兵記」については、『清仏戦争当時の見聞を集めて著した「法越交兵記」において安南の衰亡を悲しみ、慷慨の気筆端に逆る所我が当局の安南に対する無関心の態度を攻撃して筆禍を買ひ、遂に下獄するに至つた』（東亜先覺志士記伝下巻 P. 316 昭和 8 年刊）や『法越交兵記一巻を著すところがあった。然も書中の論策に当局を非難する点があつて筆禍を買ひ』（対支回顧録下巻 P. 300 昭和 11 年）等、また多分にこれら二者によつたであらうその他の曾根俊虎紹介記事も、全て曾根と筆禍事件と結んで書かれている。厚生省援護局第二課保管の曾根の海軍奉職履歴によれば、明治 21 年 10 月 10 日の判決文は『明治 20 年 10 月樽井藤吉より我が裁判権の条約草案に関するボアソナード意見書及び同人と井上毅との対話筆記、条約改正議事録抜書き等を印刷に付するの協議を受け該原稿に評語の幾分を記入し、同 11 月中秘かに印刷に付し之を配布し及び廟堂官吏の職務を侮辱したり』とあり、「法越交兵記」との係りは触れていない。「法越交兵記」即筆禍事件とする記録は見当らないのである。

今般、防衛庁戦史室保管『公文備考・明治 21 年巻 6』の「曾根俊虎被告事件」史料により、『海軍奉職履歴』だけでは明らかにされなかつた(1)樽井藤吉との関係、(2)いかなる評語を記入したのか、(3)秘密出版物と配布、(4)官吏侮辱とは何を指しているのか、(5)海軍部内ではいかに処理せんとしたか等が 120 頁にわたって記されており、「法越交兵記」との係りがなかつたことが更に明白になつた。この事件を考える時、清仏戦争時曾根の行動は確かに当局の意図を越えるものがあつたし、福州事件の側面に曾根の動きがあつたことを合せ考えると、条約改正に係わる秘密出版による出版条令違反が、「法越交兵記」即筆禍と感違ひされる要素があつたこともまた見逃せない。『公文備考』史料に基づいて、「法越交兵記」そのものが直接筆禍ではなかつたことを明らかにし、かつ、曾根俊虎と「法越交兵記」について述べたく思う。

ヴェトナム中世大土地所有制の変質－私田免税の一試論

桜井 由躬雄

陳朝ヴェトナムにおいて、奴婢を主耕作者とする田庄 (Diền trang) が盛行したこととは、すでに各通史に述べられているが、黎朝において著名な公田 (Công et iền) と共に、庄寨 (Trang trại) が並存していたことはあまり知られていない。ここでは永盛 7 年の撤去庄寨令の分析を通じて、私田免税の由縁を探りたい。

陳朝の土地制度は安南志原にいいう官田民田と田庄の三種に分けられる。田庄は紅河中流域瀕海地

方において墾地的に形成されたものの他、公田賜与、民田売得が考えられる。耕作者を奴婢とする史料が多い。幽靈集によれば無税であった可能性が強い。いわゆる私田免稅はこれに由来するのではないかろうか。ちなみに陳朝文献中に散見する公田、官田は、その高率の租税と徒罪人による耕作からして、後世の官庄寨田に類すると考えられる。これらの外に畝三升五升といわれる低率の課租田である民田がある。私はこれを黎朝の公田及び一部の私田に該当すると考えている。次代の黎朝においては公田制とよばれる田土国有制が原則であったが、その外に田庄、園池と称される大土地所有が存在した。黎朝の私田免稅は本来この田を対象としたものであろう。耕作者としては奴婢がある。さらに公田制の変態として、功臣田、賜田がこれに加わる。他方、富農的土地所有も均田例文中の私田各社、田產章中の相続規定にみられる。耕作者として、典雇人、雇項、佃作が示される。黎朝後期には、公田制の変質である民祿田祿の他に、公田土売買が一般化し、富農的土地所有が拡大する。他方、顯貴世家豪富の田庄的經營が、土地の開墾、買得、漂散民丁の招集、佃戸化により、庄寨として拡大していく。これは撤去庄案例に詳しい。保泰年間の一連の改革はこれら私田に対する賦課を一の目的としている。しかしこれも種々の免税規定により、官員有力者のそれは除外され、結果的には富農的土地所有のみへの課税となつたと考えられる。いわゆる 18 世紀末の諸反乱をこの構造の上に考えたい。

郵便局暴動（1876年・シンガポール）

— 19世紀シンガポール華僑社会の 政治過程についての一考察 —

白石 隆

郵便局暴動(Post Office Riot)とは、イギリス海峡植民地政府の華僑の信局業への干渉に反発して、1876年12月、シンガポール華僑が起こした暴動と罷市をいう。発表においては、この暴動を、Report on the Riot of December 15th, 1876 (By Chinese Interpreter, W. A. Pickering), Report on Chinese Riots in Singapore, December 1876 (By Superintendent of Police, Maxwell), Straits Settlements Legislative Council Proceedings, 1876 によって紹介し、かつ、以下の二点について若干の考察を行いたい。

第一、暴動・罷市が華僑の政府に対する政治的意志表現の主要な手段であった 19 世紀シンガポールにおいて、華僑指導者と政府の交渉がどのように行なわれたのか。ここで問題となるのは、

方において墾地的に形成されたものの他、公田賜与、民田売得が考えられる。耕作者を奴婢とする史料が多い。幽靈集によれば無税であった可能性が強い。いわゆる私田免稅はこれに由来するのではないかろうか。ちなみに陳朝文献中に散見する公田、官田は、その高率の租税と徒罪人による耕作からして、後世の官庄寨田に類すると考えられる。これらの外に畝三升五升といわれる低率の課租田である民田がある。私はこれを黎朝の公田及び一部の私田に該当すると考えている。次代の黎朝においては公田制とよばれる田土国有制が原則であったが、その外に田庄、園池と称される大土地所有が存在した。黎朝の私田免稅は本来この田を対象としたものであろう。耕作者としては奴婢がある。さらに公田制の変態として、功臣田、賜田がこれに加わる。他方、富農的土地所有も均田例文中の私田各社、田產章中の相続規定にみられる。耕作者として、典雇人、雇項、佃作が示される。黎朝後期には、公田制の変質である民祿田祿の他に、公田土売買が一般化し、富農的土地所有が拡大する。他方、顯貴世家豪富の田庄的經營が、土地の開墾、買得、漂散民丁の招集、佃戸化により、庄寨として拡大していく。これは撤去庄案例に詳しい。保泰年間の一連の改革はこれら私田に対する賦課を一の目的としている。しかしこれも種々の免税規定により、官員有力者のそれは除外され、結果的には富農的土地所有のみへの課税となつたと考えられる。いわゆる 18 世紀末の諸反乱をこの構造の上に考えたい。

郵便局暴動（1876年・シンガポール）

— 19世紀シンガポール華僑社会の 政治過程についての一考察 —

白石 隆

郵便局暴動(Post Office Riot)とは、イギリス海峡植民地政府の華僑の信局業への干渉に反発して、1876年12月、シンガポール華僑が起こした暴動と罷市をいう。発表においては、この暴動を、Report on the Riot of December 15th, 1876 (By Chinese Interpreter, W. A. Pickering), Report on Chinese Riots in Singapore, December 1876 (By Superintendent of Police, Maxwell), Straits Settlements Legislative Council Proceedings, 1876 によって紹介し、かつ、以下の二点について若干の考察を行いたい。

第一、暴動・罷市が華僑の政府に対する政治的意志表現の主要な手段であった 19 世紀シンガポールにおいて、華僑指導者と政府の交渉がどのように行なわれたのか。ここで問題となるのは、

華僑指導者の二つのタイプ、頭家と会党指導者の政治的役割である。

第二、当時の華僑指導者間の分裂と不一致、およびこれとの関連で政府の華僑政策について。華僑指導者の暴動に対する態度は、暴動の回避と扇動とによって区別できる。暴動の回避と罷市解除に動く指導者は、頭家と義福会である。扇動に動く指動者は、潮郡義興会を中心とする。また、政府による秩序回復の努力は、武力によって暴動を鎮圧する一方、この指導者間の対立、不一致を利用して、強硬派を逮捕拘留し、稳健派に指導力発揮の場を提供することによって行われた。こうした政府の対華僑政策の成功は、翌1877年の華民護衛署設立以降の政府権力の華僑社会への浸透を準備することになる。

19世紀末のフィリピンにおける民族主義の形成 —特にローマ・カトリック教との関係において—

泉 純

フィリピンは、19世紀末、アジア諸国の中で、最初に独立闘争を展開し、民族国家を建設しようとした国である。また、唯一の、キリスト教徒が国民の圧倒的大多数を占める国である。

19世紀末のフィリピンにおける民族主義思想の形成過程とその特徴を、ローマ・カトリック教との関係を中心に検討してみたい。

フィリピンにおける民族主義思想は、先ず1860年代、フィリピン人神父が教会内で地位擁護運動を起こし、最初の萌芽が現われる。しかし、この運動が挫折すると、次に1880年代、ホセ・リサールに代表されるタガログ地域のインテリを中心に、教会の問題を取り上げつつ、次第により公範囲な世俗的要求が打ち出され、明確な民族主義思想が形成されてゆく。そして、最後に、1890年代末、独立した民族政府が成立し、世俗的要求が一応達成される中で、教会と世俗的政治的民族主義がアポリナリオ・マビニによって結合され、教会のフィリピン人神父がグゴリオ・アグリバイが、フィリピン民族主義を北部ルソンで拡めようとする。

この形成過程を統一的に把握する枠組として、大伝統と小伝統の概念を植民地支配下に置かれたフィリピン社会に合わせながら応用し、政治権力構造と文化構造を設定する。そして、この中で、植民地的古い大伝統としてのローマ・カトリック教の存在に注目し、この古い大伝統の媒介者としてのスペイン人修道士とフィリピン人神父、そして近代教育を受けた植民地的中間層のそれぞれの構造における位置と役割に照準を合わせ、フィリピンにおける民族主義思想が何故このような形成過程を辿り、ローマ・カトリック教で一つの民族統一の契機を作ろうとしたのか、説明を試みる。そして、最後に、同じような枠組で、フィリピンと他のアジアの国における民族主

華僑指導者の二つのタイプ、頭家と会党指導者の政治的役割である。

第二、当時の華僑指導者間の分裂と不一致、およびこれとの関連で政府の華僑政策について。華僑指導者の暴動に対する態度は、暴動の回避と扇動とによって区別できる。暴動の回避と罷市解除に動く指導者は、頭家と義福会である。扇動に動く指動者は、潮郡義興会を中心とする。また、政府による秩序回復の努力は、武力によって暴動を鎮圧する一方、この指導者間の対立、不一致を利用して、強硬派を逮捕拘留し、稳健派に指導力発揮の場を提供することによって行われた。こうした政府の対華僑政策の成功は、翌1877年の華民護衛署設立以降の政府権力の華僑社会への浸透を準備することになる。

19世紀末のフィリピンにおける民族主義の形成 —特にローマ・カトリック教との関係において—

泉 純

フィリピンは、19世紀末、アジア諸国の中で、最初に独立闘争を展開し、民族国家を建設しようとした国である。また、唯一の、キリスト教徒が国民の圧倒的大多数を占める国である。

19世紀末のフィリピンにおける民族主義思想の形成過程とその特徴を、ローマ・カトリック教との関係を中心に検討してみたい。

フィリピンにおける民族主義思想は、先ず1860年代、フィリピン人神父が教会内で地位擁護運動を起こし、最初の萌芽が現われる。しかし、この運動が挫折すると、次に1880年代、ホセ・リサールに代表されるタガログ地域のインテリを中心に、教会の問題を取り上げつつ、次第により公範囲な世俗的要求が打ち出され、明確な民族主義思想が形成されてゆく。そして、最後に、1890年代末、独立した民族政府が成立し、世俗的要求が一応達成される中で、教会と世俗的政治的民族主義がアポリナリオ・マビニによって結合され、教会のフィリピン人神父がグゴリオ・アグリバイが、フィリピン民族主義を北部ルソンで拡めようとする。

この形成過程を統一的に把握する枠組として、大伝統と小伝統の概念を植民地支配下に置かれたフィリピン社会に合わせながら応用し、政治権力構造と文化構造を設定する。そして、この中で、植民地的古い大伝統としてのローマ・カトリック教の存在に注目し、この古い大伝統の媒介者としてのスペイン人修道士とフィリピン人神父、そして近代教育を受けた植民地的中間層のそれぞれの構造における位置と役割に照準を合わせ、フィリピンにおける民族主義思想が何故このような形成過程を辿り、ローマ・カトリック教で一つの民族統一の契機を作ろうとしたのか、説明を試みる。そして、最後に、同じような枠組で、フィリピンと他のアジアの国における民族主

義の形成過程と、土着文化及び西欧文化との関係のあり方を比較してみ、アジアにおけるフィリピンの位置づけについて問題提起してみたい。

タイ国出土の法輪Dharmacakra の年代に就いて — 後グプタ文様の移植とその系譜 —

伊 東 照 司

これまでに東南アジアの内、タイ国のメナム・ムチャオプラヤー河下域、それもナコーン・パトムを中心に、多くの石灰岩製の法輪が鹿の像と共に出土している。筆者はこういった直径1乃至2メートル程ある法輪を、在タイ2年間を通じて、単に完全な姿のもののみならず、その断片に至るまで、その資料の収集に努めてきた。

そのこれまでの収集成果によると、全部で断片を含めて三十三個の遺例を数えることができる。そこでこれらをそこに見る共通した特徴から、大きく5つのタイプに区分し「A」から「E」の名でもって各タイプ別に設定してみた。その内、特に重要な点は、「Aタイプ」の輻(輪枠)の部分に見る意匠文様に関してである。つまりそれと全く同じパターンの文様をインドの7世紀の石窟寺院の装飾文様に多く求めることができる。即ち話を法輪にもどして、このいわゆる後グプタ文様が最初に施されたのは、おそらく「Aタイプ」の法輪であったと思われる。そしてその「Aタイプ」の文様がいかに後世、展開していくか、その文様の細かな観察と共に、その部分の展開をみごとに跡付けることができた。つまりその進展したパターンがいわゆる「Bタイプ」「Cタイプ」のものであったと想定したい。

またこの「Aタイプ」の文様が単に法輪のみならず、その他のドヴァーラヴァティー美術遺品にしばしば見出すことができる。つまりこの文様はその時代を代表する程に流行、流布していた「時代様式」の如き意匠文様であったと推察される。

実にその通りで、この文様は単にタイ国のみならず、それと全く同じパターンのものを、何と東南アジアのいわゆるインド化した国々の美術遺品に見出されたのである。それらはすべて7・8世紀の石彫に認められ、筆者はそれをインドネシアの中部ジャワ期、クメールの前アンコール期、ベトナムのチャムパーの各台座に用いられた装飾文様に発見することができた。いわゆる、このことはインドの後グプタ文様の東南アジアへの伝播——東漸を物語るものといえよう。

以上、インド文様の流布といったことから、筆者はこの法輪の年代を7・8世紀頃のものとみなししたい。それは先学ル・メイ Reginald May 氏が推定された5・6世紀とみなす年代論と異なることになるが、ある法輪に銘刻された碑文の筆体とあわせて考えても、様式的に

義の形成過程と、土着文化及び西欧文化との関係のあり方を比較してみ、アジアにおけるフィリピンの位置づけについて問題提起してみたい。

タイ国出土の法輪Dharmacakra の年代に就いて — 後グプタ文様の移植とその系譜 —

伊 東 照 司

これまでに東南アジアの内、タイ国のメナム・ムチャオプラヤー河下域、それもナコーン・パトムを中心に、多くの石灰岩製の法輪が鹿の像と共に出土している。筆者はこういった直径1乃至2メートル程ある法輪を、在タイ2年間を通じて、単に完全な姿のもののみならず、その断片に至るまで、その資料の収集に努めてきた。

そのこれまでの収集成果によると、全部で断片を含めて三十三個の遺例を数えることができる。そこでこれらをそこに見る共通した特徴から、大きく5つのタイプに区分し「A」から「E」の名でもって各タイプ別に設定してみた。その内、特に重要な点は、「Aタイプ」の輻(輪枠)の部分に見る意匠文様に関してである。つまりそれと全く同じパターンの文様をインドの7世紀の石窟寺院の装飾文様に多く求めることができる。即ち話を法輪にもどして、このいわゆる後グプタ文様が最初に施されたのは、おそらく「Aタイプ」の法輪であったと思われる。そしてその「Aタイプ」の文様がいかに後世、展開していくか、その文様の細かな観察と共に、その部分の展開をみごとに跡付けることができた。つまりその進展したパターンがいわゆる「Bタイプ」「Cタイプ」のものであったと想定したい。

またこの「Aタイプ」の文様が単に法輪のみならず、その他のドヴァーラヴァティー美術遺品にしばしば見出すことができる。つまりこの文様はその時代を代表する程に流行、流布していた「時代様式」の如き意匠文様であったと推察される。

実にその通りで、この文様は単にタイ国のみならず、それと全く同じパターンのものを、何と東南アジアのいわゆるインド化した国々の美術遺品に見出されたのである。それらはすべて7・8世紀の石彫に認められ、筆者はそれをインドネシアの中部ジャワ期、クメールの前アンコール期、ベトナムのチャムパーの各台座に用いられた装飾文様に発見することができた。いわゆる、このことはインドの後グプタ文様の東南アジアへの伝播——東漸を物語るものといえよう。

以上、インド文様の流布といったことから、筆者はこの法輪の年代を7・8世紀頃のものとみなししたい。それは先学ル・メイ Reginald May 氏が推定された5・6世紀とみなす年代論と異なることになるが、ある法輪に銘刻された碑文の筆体とあわせて考えても、様式的に

7・8世紀頃の作におちつくことが妥当のように思われる。

なお参考に、バンコック国立博物館では、これら法輪の年代を、漠然と6世紀から10世紀間のものとして、無難な年代をそえて人々に示されている。

委 員 会 報 告

学会第4回委員会

昭和49年10月26日 16:00-19:00 於 神田学士会館

出席者 白鳥 山本 竹 田 和田 永積 市川 生田 青柳 量 の各委員

報告事項 1) 今期研究大会に海外研究者を招聘するに至った経緯について(白鳥会長)

2) 庶務報告(会員名簿のカード化、英文レター・レッドの作成、秋季研究大会の発表要旨を会報16.23として掲載する件)

審議事項 1) 研究大会プログラムの決定

2) 来日研究者の滞在スケジュールについて

3) 研究大会案内状の発送先(学会員以外)について

4) 総会議案

5) 佐藤茂教会員のASPAC推薦について

6) その他の

会費値上げ問題に絡み、会費と会誌と会員の種類との各関係について討論し、会員の意向を知るためにアンケートを出すことにした。また会誌〔東南アジア・歴史と文化〕所載論文の水準向上について意見があった。

昭和 4.8 年度収支決算報告書

(昭和4.9年11月9日現在)

I 収入の部

会員会費収入	160,450
南方史研究売上代	5,900
広 告 代	5,000
前 年 度 繰 越 金	9,822
計	181,172 円

II 支出の部

会報印刷費	42,800
通信・郵送費	27,051
秋季大会運営費(4.8年11月)	7,065
秋季大会運営費(4.9年11月)	16,200
委員会会合費	1,180
交 通 費	1,010
機関誌翻訳料(3号)	4,000
謝 礼(4.8年11月)	10,000
事務諸経費	30,060
	139,366 円

III 差引残高(次年度繰越金) 41,806 円

昭和 4.9 年 11 月 発行

発 行 者	東南アジア史学会
住 所	〒102 東京都千代田区紀尾井町7 上智大学文学部白鳥研究室
電 話	(03)265-9211 内線257
振 替	東京 59721